

七里御浜ツーリストインフォメーションセンター 指定管理者募集要項（令和6年7月）

御浜町が設置している七里御浜ツーリストインフォメーションセンターについて、御浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成23年御浜町条例第11号）及び七里御浜ツーリストインフォメーションセンター条例（令和元年御浜町条例第27号）（以下「七里御浜TIC条例」という。）の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

「七里御浜ツーリストインフォメーションセンター指定管理業務仕様書（令和6年7月）」を参照してください。

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までを予定しています。

3 指定管理者が行う業務の内容等

「七里御浜ツーリストインフォメーションセンター指定管理業務仕様書（令和6年7月）」を参照してください。

4 指定管理料

- (1) 町が支払う指定管理料については、毎年度の予算の範囲内で指定管理者に支払うものとし、その金額は指定管理者と町が協議したうえで、会計年度ごとに「年度協定」で定めます。なお、支払時期や方法についても「年度協定」にて定めるものとします。
- (2) 指定期間における指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む）の設定は、次のとおりです。

令和7年度 30,000,000円

令和8年度 30,000,000円

令和9年度 30,000,000円

令和10年度 30,000,000円

令和11年度 30,000,000円

5 利用料金

施設の利用に係る利用料金（電源設備の利用料金を含む。）（以下「利用料金」という。）の額は、七里御浜TIC条例第4条第2項に定める範囲内において、指定管理者が町長の承認を得たうえで定めるものとします。また、利用料金は、指定管理者の収入として、指定管理者が利用者から収受するものとします。

6 応募資格

- (1) 指定管理者に応募できる者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）です。なお、個人での応募はできません。
- (2) 法人等又はその代表者若しくは役員が、次の事項に該当する場合は応募できません。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を有しない者
 - (ウ) 禁固以上の刑に処されている者
 - (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消し又は業務の停止を受けたことがある者
 - (カ) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2「議員の兼業禁止」、第142条「長の兼業禁止」（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項「委員会及び委員の兼業禁止」の規定に抵触することとなる者
 - (キ) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者
 - (ク) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びそれらの利益となる活動を行う者
 - (ケ) 代表者又は役員が暴力団の構成員その他指定管理者としてふさわしくないものである者

7 応募手続き

(1) 応募書類等の配布

(ア) 配布場所及び配布方法

応募書類等については、令和6年7月1日（月）から令和6年7月25日（木）まで、御浜町ホームページの企画課のページに掲載しますので、ダウンロードして作成してください。応募書類等掲載先URLは次のとおりです。

<https://www.town.mihama.mie.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/1514.html>

(イ) 応募に関する質問

応募に関する募集要項の内容等に関して質問がある場合は、令和6年7月16日（火）午後5時までに質問書（別紙6）を提出してください。

なお、質問に対する回答は、令和6年7月19日（金）午後5時までに御浜町ホームページの企画課のページに掲載予定です。

- ・提出方法 電子メール
- ・送信先 御浜町企画課 E-mail : m-kikaku@town.mihama.mie.jp
- ・留意事項 必ず電話により質問書の到達確認を行ってください。
御浜町企画課 Tel : 05979-3-0507

- ・回答掲載先URL

<https://www.town.mihama.mie.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/1514.html>

(2) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。参加者は1団体2名以内とし、参加を希望される団体は、法人等の名称及び参加する方の氏名を令和6年7月10日(水)午後5時までに連絡してください。

- ・開催日時 令和6年7月12日(金) 午後6時15分から1時間程度
- ・開催場所 七里御浜ツーリストインフォメーションセンター
- ・連絡方法 電話
- ・連絡先 御浜町企画課 Tel:05979-3-0507

(3) 応募書類の提出

(ア) 提出書類

- ・提出書類は原則A4判で作成し、縦型ファイルに左綴じで作成してください。
- ・提出部数は、正本1部、副本7部の計8部とします。
- ・証明書類の証明年月日は、3ヶ月以内のものとしてください。
 - ① (別紙1) 指定管理者指定申請書(規則様式第1号)
 - ② (別紙2) 指定管理施設の管理にかかる事業計画書
 - ③ (別紙3) 指定管理施設の管理にかかる収支予算書・収支計画書
 - ④ (別紙4) 申請資格に関する申立書
 - ⑤ (別紙5) 法人又はその他の団体の概要
 - ⑥ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書及び代表者の住民票抄本、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票抄本
 - ⑦ 定款・寄付行為・規約その他これらに類する書類
 - ⑧ 役員名簿
 - ⑨ 納税証明書(直近1年間のもの)
 - ア 法人の場合
 - ・法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書
 - ・都道府県民税、市町村税について未納がないことの証明書
 - イ その他の団体の場合
 - ・代表者の申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書
 - ・代表者の都道府県民税、市町村民税について未納がないことの証明書
 - ⑩ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類(今年設立した団体を除く。)
 - ⑪ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類(今年設立した団体を除く。)
 - ⑫ 旅行業登録票の写し、その他業務上有効な資格を持つ従業員の経歴書

(イ) 受付期間（期限）

令和6年7月29日（月）から令和6年7月31日（水）までの午前9時から午後5時までの間。

(ウ) 提出場所及び提出方法

御浜町役場企画課に持参してください。

(エ) 留意事項

書類提出後に、提出した書類の内容を変更することはできません。ただし、本町が必要と認める場合は、提出書類の形式的な不備の補正及び追加書類の提出を求めることがあります。また、聞き取り調査を実施することがあります。

(4) 応募に要する費用

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(5) 応募書類について

(ア) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(イ) 本町は、指定管理者の選定、情報公開請求による開示、議会による指定管理者の指定議決のための資料その他必要な場合は、提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

(6) 本町が提供する資料の取り扱いについて

本募集にあたって本町から応募予定者に提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、目的が検討の範囲内であっても、本町の承諾を得ることなく第三者に本町が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁止します。

(7) 応募の辞退について

応募書類の提出後に辞退する場合は、選定委員会による審査の前日までに応募辞退届（別紙7）を御浜町企画課まで持参又は郵送により提出してください。

8 指定管理者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する応募は、失格とします。

(ア) 資格要件を欠くもの

(イ) 虚偽の記載のある提出書類等を提供したもの

(ウ) 提出期間を過ぎて提出書類等を提出したもの（本町の要請による追加提出資料を除く）

(エ) 複数の申請を行い、又は複数の提出書類等を提出したもの

(オ) 本要項の「4 指定管理料」において示した指定管理料の上限額を超える額を提案した提出書類等を提出したもの

(2) 選定委員会による審査

指定管理者の候補者の選定は、御浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に

関する条例施行規則（平成23年御浜町規則第5号）に基づき設置された選定委員会における応募書類の審査により行います。なお、必要に応じて応募内容の説明を求めるヒアリングを実施する場合があります。

(3) 審査基準

指定管理者の候補者を選定する際の審査基準は、巻末資料「審査基準表」のとおりです。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、応募者に対し書面で通知します。なお、内容の一部を公開する場合があります。

(5) 指定管理者の選定結果通知後の手続き等

(ア) 町議会の議決と指定

指定管理者の候補者は、本町の町議会における議決を経て指定管理者に指定されます。指定後、指定管理者となる者にその旨を通知します。

(イ) 指定管理者との協定

指定管理施設の管理に必要な事項について、指定管理者と町との間で協定を締結します。なお、締結する協定は、指定期間を通じての「基本協定」と年度ごとの「年度協定」となります。

(ウ) 業務の引継ぎ

現指定管理者からの業務の引継ぎは、基本協定の締結日以降となります。

9 指定の取り消し等

指定管理者が、指定管理施設の管理の適正を期すために本町が行う指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰する理由により管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

10 指定管理者指定に関する注意事項

指定管理者は、御浜町議会の議決を経て指定（決定）されます。そのため、議会の議決により指定されなかった場合には、指定管理者の業務にかかる一切の協定及び契約は締結しません。また、この場合においても、指定管理者の業務に応募したことにより生じた費用について、御浜町に請求することはできず、すべて指定管理者指定申請書を提出した法人又はその他の団体の負担となるものとします。

また、指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(1) 正当な理由がなく、協定締結に応じない場合

(2) 財務の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められる場合

(3) 社会的信用の著しい失墜等の事由により、指定管理者としてふさわしくないと認めら

れる場合

1 1 別添資料一覧

- ・七里御浜ツーリストインフォメーションセンター指定管理業務仕様書(令和6年7月)
- ・七里御浜ツーリストインフォメーションセンター平面図・立面図・外構図
- ・七里御浜T I C観光インフォメーション利用者数集計表(令和5年1月～12月)
- ・R Vパーク電源設備利用者数集計表(令和5年5月～令和6年4月)
- ・御浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成23年御浜町条例第11号)
- ・御浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成23年御浜町規則第5号)
- ・七里御浜ツーリストインフォメーションセンター条例(令和元年御浜町条例第27号)
- ・七里御浜ツーリストインフォメーションセンター条例施行規則(令和2年御浜町規則第2号)

1 2 問い合わせ先

〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

御浜町役場企画課

Tel : 05979-3-0507

Fax : 05979-2-3502

E-mail : m-kikaku@town.mihama.mie.jp

審査基準表

審査基準		審査項目		基準点	係数	配点
提案内容	①平等利用の確保とサービスの向上 ②-1 施設の適切な維持管理 ③安定運営のための物的・人的能力	1 事業計画に関すること				
		管理の基 本方針	施設の設置目的に合致した方針	5	×1	5
			利用者の平等な利用の確保	5	×1	5
		サービスの向上	対人での観光案内の適切性	5	×1	5
			観光情報の発信の適切性	5	×1	5
			外国人への観光案内の適切性	5	×1	5
		適切な維持管理	自主事業の妥当性・施設との親和性	5	×1	5
			ツアーデスクの運用の適切性	5	×1	5
			安全管理・緊急事態対応の適切性	5	×1	5
		適切な維持管理	管理物件の管理の適切性	5	×1	5
	運営体制		人員配置の適切性	5	×1	5
	その他	法令遵守、個人情報保護、守秘義務、地域連携、地域貢献、地元業者活用、地元雇用の促進、女性活躍等	5	×1	5	
	②-2 管理経費の縮減	2 収支に関すること				
	収支計画	収支計画の妥当性	5	×2	10	
③団体等の能力	3 団体等に関すること					
	団体等の運営内容・能力	財務状況の健全性	5	×1	5	
		団体等の設立目的・事業内容と施設の設置目的の親和性	5	×1	5	
			類似施設の運営実績	5	×1	5
提案額の審査については、次の計算式のとおり、申請者から提案された令和7年度から令和11年度までの指定管理料の合算額と最低提案額の合算額の割合に応じた点数を各選定委員の得点とします。なお、計算方法は以下のとおりです。 ※計算方法 ：提案額の配点数20点×最低提案合算額／当該提案合算額（小数点未満四捨五入）						20
合計						100

- ①審査にあたる選定委員は、審査項目を次のとおり採点する。
5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通
2点：やや不十分 1点：不十分 0点：評価無し
- ②各選定委員の得点の合計を合算し、総合評価点とします。
- ③総合評価点が同点となった場合は、提案額にかかる得点が高い団体等の提案を上位とみなす。同点の場合は、選定委員会で協議のうえ、上位者を決定する。
- ④総合評価点の上位1者を指定管理者候補者として選定する。ただし、総合評価点が最も高い点数であっても、その総合評価点が満点（審査にあたった委員数×100点）の60%未満である場合は、指定管理者候補者の選定の対象外とする。

(参考資料)

公募・選定スケジュール（予定）

項目	予定時期
募集要項等の公表	令和6年7月 1日（月）～7月25日（木）
現地説明会の参加受付	令和6年7月 1日（月）～7月10日（水）
現地説明会の実施	令和6年7月12日（金）
質問の受付	令和6年7月 1日（月）～7月16日（火）
質問への回答	令和6年7月19日（金）
応募書類の受付	令和6年7月29日（月）～7月31日（水）
選定委員会による審査 ※必要に応じてヒアリングを実施	令和6年8月上旬～中旬
指定管理者候補者の選定（決定）	令和6年8月下旬
町議会の議決	令和6年9月下旬又は12月下旬
指定管理者の指定の告示	町議会の議決後
協定の締結	指定の告示後
業務の引継ぎ	協定の締結後～令和7年3月31日（月）
指定管理業務開始	令和7年4月1日（火）

※このスケジュールは予定であり、変更する場合があります。